

福岡県公報

平成二十七年七月三十一日
第三千七百十五号
増 刊 ①

目 次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

一 病院 東区の表中

杉岡記念病院

〃 〃 香椎照葉三・六・一

を

杉岡記念病院

〃 〃 香椎照葉三・六・一

に改

福岡みらい病院

〃 〃 香椎照葉三・五・一

一 病院 博多区の表中

医療法人原三信病院

〃 〃 大博町一番八号

新吉塚病院

〃 〃 吉塚七・六・二九

医療法人古森病院

〃 〃 対馬小路九番一三号

を

二 老人ホームの表中

原三信病院

〃 〃 大博町一・八

に改

古森病院

〃 〃 対馬小路九・一三

社会福祉法人関南会ケアハウスえびね

〃 〃 浮羽町古川七〇七番地三

養護老人ホーム白寿園

〃 〃 宮若市龍徳一三二八

社会福祉法人宮田福祉会特別養護老人ホーム照陽園

〃 〃 磯光二一五九番地一

を

ケアハウスえびね

〃 〃 浮羽町古川七〇七・三

特別養護老人ホーム照陽園

〃 〃 宮若市磯光二一五九・一

に改

める。